

最低賃金の水準引き上げを求める意見書

最低賃金の目的は、最低賃金法第1条に明記してあるように「事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保証することによって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」ことにあります。

宮城県の最低賃金については、昨年、時間額628円とされ、目安Cランクで3円に2円上積みされて改善されており一定の評価はするものの、一般労働者の賃金水準と比較すると依然として乖離があり、単身者の生計費と比較しても低い水準にあります。

県内パート労働者や契約・派遣社員といわれる非正規労働者の賃金は、最低賃金額に多く分布しており、最低生計費の保証の観点や就労に対する意識の観点からさまざまな問題が生じております。

最低賃金の役割は、雇用形態の違いによる賃金の格差拡大を防止するとともに、不合理な賃金の二極化の進行に歯止めをかけるために極めて重要であり、パート労働者等の低賃金労働者の生活実態や生活保護、必要最低生計費の動向を十分に踏まえ、存在感のある最低賃金の改定が必要であります。

よって、貴局および貴審議会において、現在の宮城県の社会経済情勢を反映した適正な水準へ最低賃金を引き上げるとともに、最低賃金制度について周知徹底を図り、監督体制の充実を図るよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成19年6月14日

名取市議会議長 大友 廣 嗣

宮 城 労 働 局 長 殿
宮城地方最低賃金審議会 会長 殿